

平成30年度熊本県消費生活審議会

日 時：平成30年8月27日（月）9時30分～
場 所：県庁本館5階 審議会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について【報告】
- (2) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成29年度実施状況及び評価について
- (3) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成30年度実施計画及び実施状況について

3 閉 会

《 配 付 資 料 》

- 資料1 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の概要
- 資料2 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
- 資料3 平成29年度消費者基本計画個別事業管理表（第2次基本計画関係）
- 資料4 平成29年度における消費生活相談の概要
- 資料5 平成30年度消費者基本計画個別事業管理表（第3次基本計画関係）

平成30年度熊本県消費生活審議会

委員及び出席者名簿

【熊本県消費生活審議会委員】

	氏名	職名・職業等	備考
学識経験者	井田 貴志	熊本県立大学総合管理学部（教授）	
	原 彰宏	熊本県弁護士会（消費者問題対策委員会委員長）	
	伴 哲司	株式会社熊本日日新聞社（編集局文化生活部部次長）	
	橋口 海平	熊本県議会議員（経済環境常任委員会委員長）	
	若色 敦子	熊本大学大学院法曹養成研究科（准教授）	
消費者	坂口 真理	特定非営利活動法人熊本消費者協会（理事）	
	辻本 英子	NPO活動法人消費者支援ネットくまもと（副理事長）	
	吉永 章	熊本県生活協同組合連合会（会長理事）	
	荒木 ミドリ	熊本県地域婦人会連絡協議会（副会長）	
事業者	松本 浩二	熊本県銀行協会（事務局長）	
	富永 保人	熊本県経済農業協同組合連合会（代表理事常務）	
	吉富 孝子	熊本県商工会連合会（女性部連合会会長）	
	谷崎 淳一	熊本県商工会議所連合会（専務理事）	
行政	岩下 まゆみ	阿蘇市（市民課課長）	
	大橋 むつ子	上益城5町消費生活相談室（消費生活相談員）	

【事務局職員】

氏名	職名	備考
瀬戸 浩一	県民生活局長	
西川 哲治	消費生活課長	
吉田 桂司	消費生活課 審議員	
岩谷 博文	消費生活課 主幹	企画推進班
松永 誠一郎	消費生活課 主幹	消費者支援班
嶋崎 浩之	消費生活課 参事	企画推進班
本田 尚教	消費生活課 参事	企画推進班
丸田 歩未	消費生活課 主任主事	企画推進班
迎田 健太郎	消費生活課 主事	企画推進班

熊本県消費生活条例(抜粋)

(熊本県消費生活審議会)

第47条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させるため、熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

熊本県消費生活条例施行規則(抜粋)

(審議会の会長等)

第27条 熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第28条 審議会は、知事が招集する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条の2 審議会に、専門の事項を審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

2 議 題

(1) 第 3 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について【報告】

ア 策定の経緯

前年度の第 2 回熊本県消費生活審議会以降の計画策定の経緯は以下のとおり。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 第 2 回熊本県消費生活審議会（意見聴取）

平成 3 0 年 2 月 2 日 熊本県消費者行政推進本部会議

2 月 1 5 日 パブリックコメント実施（～ 3 月 1 6 日）

（平成 3 0 年度予算成立後に事業一覧表を作成）

5 月 2 4 日 第 3 次県消費者基本計画策定

6 月 2 5 日 経済環境常任委員会へ計画策定を報告

イ 第 2 回熊本県消費生活審議会意見とその反映について

審議会の意見を徴し、計画の記述を下記のとおりとした。

（ア）消費生活相談員と行政職員についての表記を、「行政職員と消費生活相談員」の並びで統一した記載とすること。

計画の記載に反映済み。

（イ）適格消費者団体 N P O 法人消費者支援ネットくまもとへの「情報提供のあり方の検討」について、計画の「事業一覧」に盛り込むこと。

一覧表に記載済み。

（ウ）重点プロジェクトの成果指標については、審議会において考え方を説明し、具体的な記述については事務局で検討することとした。

重点プロジェクトに数値目標（ K P I ）として記載済み。

ウ 県消費者行政推進本部会議の意見とその反映について

本部会議の意見により、計画の記述を下記のとおりとした。

・「熊本地震被災者の生活再建支援プロジェクト」の「生活再建」との表現は範囲が広く、適当ではないため、別の表現を検討すること。

プロジェクト名を「熊本県地震被災者の消費生活支援プロジェクト」に変更するとともに、計画の中の関連部分について、「生活再建」との表現を「消費生活」に修正した。

その他、資料 1「第 3 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の概要」及び
資料 2「第 3 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」参照のこと。

(2) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成29年度実施状況及び評価について

第2次計画における「重点的取組」の達成状況及び評価は次のとおり。

施策の方向1 市町村消費者行政の体制強化支援

全市町村でアクションプランの策定・実施に取り組んだ結果、市町村の消費者行政の体制整備が進展し、市町村における消費生活相談受付件数の増加がみられている。一方、市町村の消費生活行政に関する機能面については、更なる充実が必要となっている。

主要施策1 アクションプランの策定及び実施支援

<重点的取組>

- ・市町村アクションプランの策定及び実施支援

<成果>

- ・全市町村で策定し、毎年度、進捗状況のフォローアップを行った。

アクションプランの概要

いつでもどこでも消費生活相談を受けられる体制の構築

(相談窓口の整備及び広域連携等の支援)

高齢者等を消費者被害から守るための体制の構築

(見守りネットワーク体制の整備の支援)

消費者被害や多重債務問題等の解決のための体制の構築

(市町村内の庁内連携体制の整備の支援)



主要施策2 市町村における相談機能の強化と各種連携の推進支援

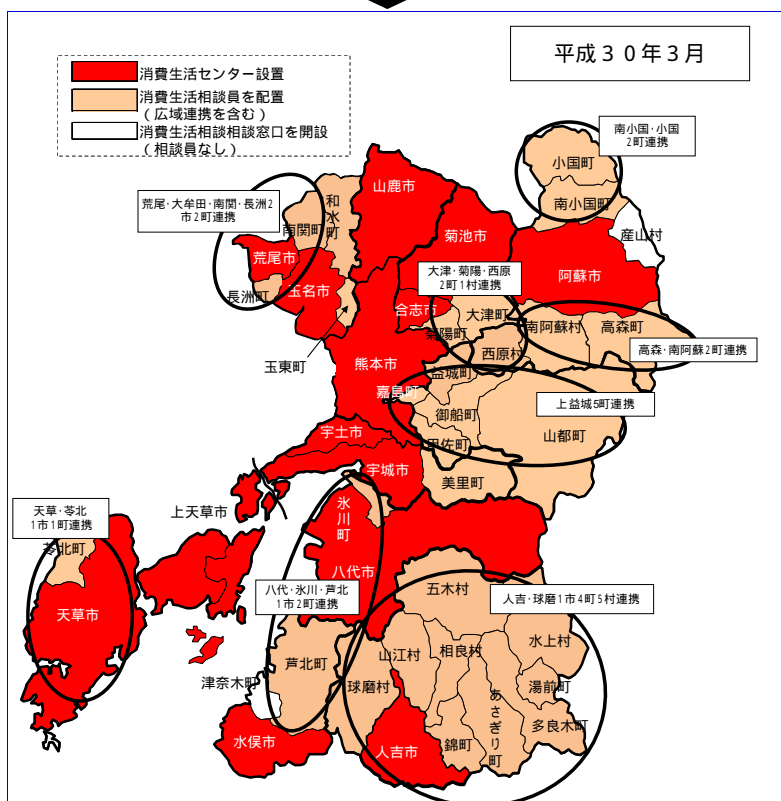
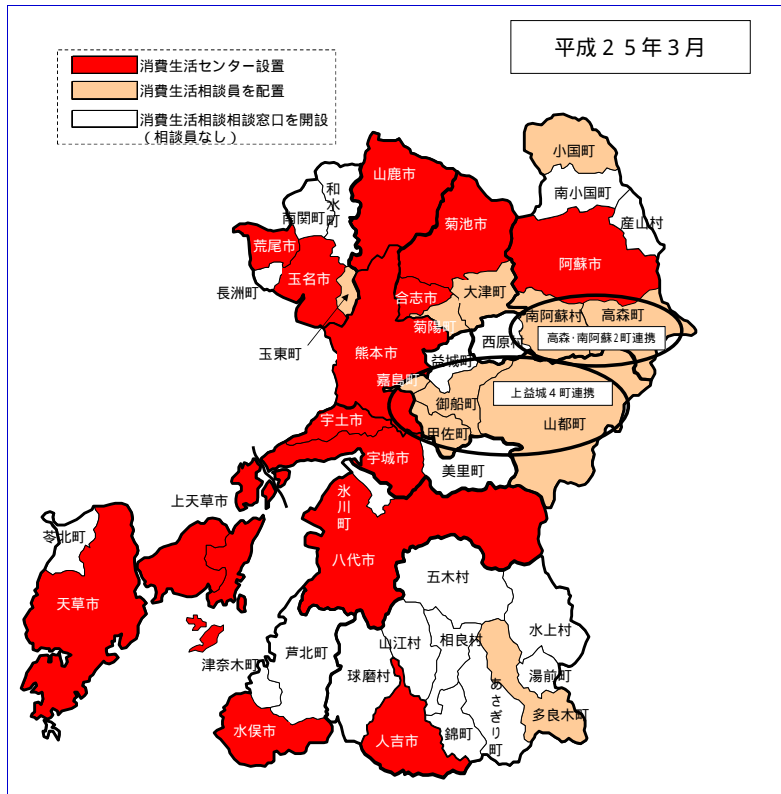
<成果> (H24年度 H29年度)

- ・市町村における消費生活相談件数の増加
10,695件 13,223件
- ・消費生活相談員を配置している市町村の増加
25市町村 43市町村
- ・広域連携による相談体制を取っている市町村の増加
2地域6町村 8地域30市町村
- ・多重債務者対策等の庁内連携体制を構築している市町村の増加
18市町村 45市町村
- ・高齢者等の見守りネットワーク体制を構築している市町村の増加
15市町村 42市町村

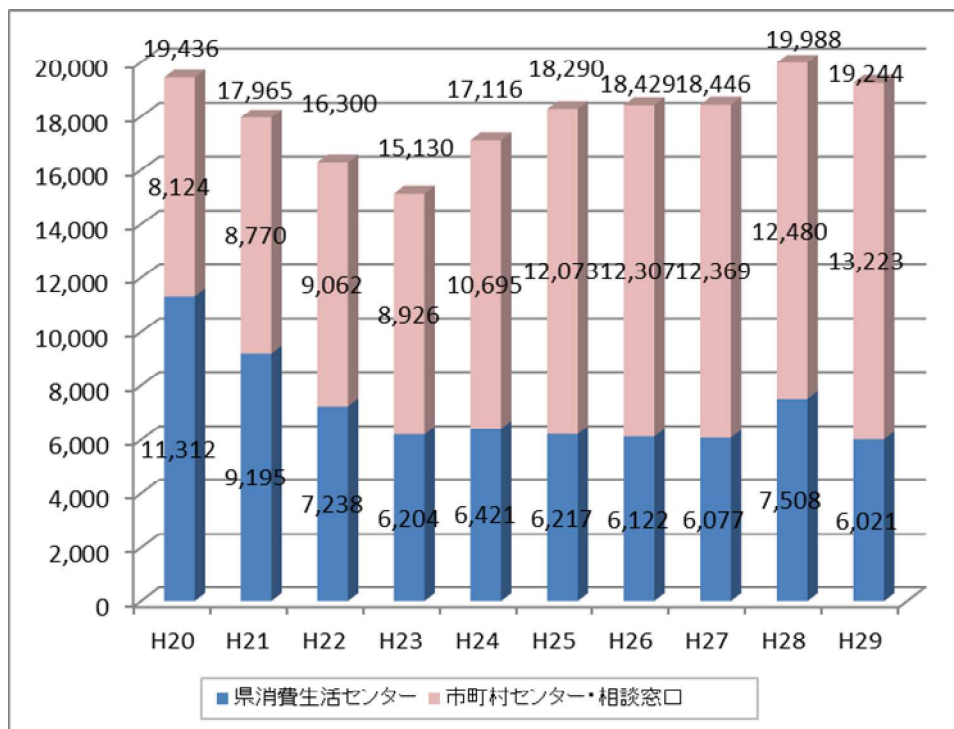
- ・県消費生活センターにおける市町村職員・相談員の研修の実施
 - 受入研修 32市町村 227回（H25年度～H29年度）
 - 巡回指導 43市町村 175回（H25年度～H29年度）

【計画の成果指標及び参考実績】

・県内市町村の消費生活相談体制の整備状況



・新規消費生活相談件数の推移



・成果指標：庁内連携を実施している市町村数【達成】

年度	25	26	27	28	29
目標数値	35	40	45	45	45
達成値	41	45	45	45	45

・成果指標：見守りネットワークを構築した市町村数【概ね達成】

年度	25	26	27	28	29
目標数値	14	24	32	37	45
達成値	27	37	39	39	42

3町は構築検討中

施策の方向2 県消費者行政における広域的・専門的な施策の充実・強化

県消費者教育推進計画の策定、適格消費者団体の認定、県消費生活センターの機能強化、法令に基づく事業者の指導等の成果が上がっている。

なお、市町村の消費者教育推進計画の策定は、1市にとどまっている。

主要施策 3 消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援

< 重点的取組 >

- ・「熊本県消費者教育推進地域協議会」の開催
- ・「熊本県消費者教育推進計画」の策定

< 成果 >

- ・消費者教育推進法に基づき、県内における消費者教育を推進するため、消費者・消費者団体、教育関係者等 15 人の委員からなる熊本県消費者教育推進地域協議会を平成 25 年 9 月に設置
- ・県内における消費者教育を総合的、体系的に推進するため、平成 27 年 2 月に熊本県消費者教育推進計画（計画期間：平成 27 年度～平成 30 年度）を策定

【参考実績】

- ・県消費者教育推進地域協議会の開催状況

年度	25	26	27	28	29
開催回数	1	3	1	0	1

H28 年度は熊本地震のため中止

< 成果 >

- ・適格消費者団体「NPO 法人消費者支援ネットくまもと」の大臣認可
（H26 年 12 月）

この認可により、不特定多数の消費者の利益のために、事業者の不当な行為に対し、差止請求訴訟の提起が可能となった。

< 重点的取組 >

- ・市町村における消費者教育推進計画策定の支援

< 成果 >

- ・計画策定 1 市、平成 30 年度策定予定 1 市

【計画の成果指標及び参考実績】

- ・成果指標：消費者教育推進計画を策定した市町村数【未達成】

年度	25	26	27	28	29
目標数値	-	3	7	11	14
達成値	0	0	0	1	1

[参考]市町村の消費者教育の実績

37市町村で579回の出前講座を実施（平成29年度）

主要施策4 消費者被害救済の推進

<重点的取組>

- ・県消費生活センターの相談員専門チームの導入

<成果>

- ・「ネット・通信」「住」「金融・保険」「テスト室」の4つの分野別の専門チームを設置し、各市町村に対する巡回訪問指導や受入研修を実施するなど市町村支援の高度な役割を果たしている。
- ・消費者被害の未然防止のため、チームごとに消費生活上のトラブル対応等をテーマに熊日新聞への記事掲載を行い、広く周知・啓発を行っている。

【計画の成果指標及び参考実績】

- ・成果指標：県消費生活センターにおける被害回復率（被害回復額 / 被害総額）
【概ね達成】

年度	25	26	27	28	29
目標数値	20%	21%	22%	23%	24%
達成値	31%	64%	45%	35%	13%

平成29年度は、ジャパンライフ関連の相談により、被害額が大きく増加したため、未達成となっている。

[参考]県消費生活センターの新規相談件数及び被害回復額（件、千円）

年度	25	26	27	28	29	計
相談件数 (うち地震関連)	6,217	6,122	6,077	7,508 (2,428)	6,021 (403)	31,945 (2,831)
被害回復額	256,540	292,380	280,417	284,016	220,901	1,334,254

< 重点的取組 >

- ・ 多重債務者に対する生活再生の支援

< 成果 >

- ・ 県多重債務者対策協議会において対策の検討を行い、多重債務者の生活再生を支援した。

【参考実績】

消費者自立のための生活再生総合支援事業実績

- ・ 債務整理後の生活再生へ向けた「生活再生相談」、「家計診断・生活指導」や「生活再生資金貸付」等、債務整理から生活再生支援までの一貫した支援を、民間団体に委託して実施。

1. 新規面談件数 (件)

年度	25	26	27	28	29	計
件数	634	592	841	764	771	3,602

2. 貸付件数 (件)

年度	25	26	27	28	29	計
件数	31	44	34	68	50	227
(うち地震関連)				(50)	(42)	(92)

3. 貸付総額 (万円)

年度	25	26	27	28	29	計
金額	1,095	1,612	921	2,595	1,791	8,014
(うち地震関連)				(1,901)	(1,343)	(3,244)

お金の悩み相談会実績

- ・ 消費生活相談の中でも比較的深刻な多重債務者問題に対し、関係行政機関、弁護士、司法書士、臨床心理士、多重債務者救済関係団体等が参加して実施。

・ 相談実績 (件)

年度	25	26	27	28	29	計
件数	23	20	17	14	22	96
会場	熊本市 八代市	熊本市 八代市	熊本市 八代市 天草市	熊本市 八代市	熊本市 八代市 合志市	延べ 12会場

熊本県多重債務者無料法律相談実績

- ・ 毎週、水曜日の午後に県消費生活センターにおいて、県弁護士会、県司法書士会の会員により、多重債務者無料法律相談を実施。

・ 相談実績 (件)

年度	26	27	28	29	計
件数	115	138	104	110	467

主要施策 5 消費生活の安全・安心の確保

< 重点的取組 >

- ・ 事業者・事業者団体に対する改善要求や指導の実施

< 成果 >

- ・ 法令に基づく事業者等への指導等の実施 104 件（H25 年度～H29 年度累計）

【参考実績】

関係法令に基づく指導等の実績

(件)

所管法律名	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	計
特定商取引法	指示 1件 文書 3件 口頭 1件	口頭 5件	口頭 1件	文書 2件 口頭 2件	文書 5件 口頭 1件	指示 1件 文書 10件 口頭 10件
景品表示法	文書 16件 口頭 16件	文書 1件 口頭 11件	口頭 2件	文書 1件 口頭 14件	口頭 6件	文書 18件 口頭 49件
貸金業法	文書 6件	文書 1件	文書 4件	文書 1件 口頭 2件	文書 1件 口頭 1件	文書 13件 口頭 3件
指導件数合計	43件	18件	7件	22件	14件	104件
貸金業法に基づく法定立入検査	(19件)	(3件)	(9件)	(6件)	(6件)	(43件)

平成 29 年度の主な取組みについて

市町村消費者行政推進補助金の交付

市町村の消費者行政を推進し、消費生活センター、相談窓口を運営するために、市町村相談員の人件費等の補助を行った。（44 市町村対象、総額 5,282 万円）

また、地震で被災した市町村の相談窓口を再整備するための経費等の補助を行った。（5 市町村対象、総額 1,073 万円）

広域連携等による消費生活相談員の配置の支援

相談員が未設置の 5 町村に働きかけを行った結果、平成 30 年 2 月から 2 地域において広域連携が、平成 30 年 4 月から 1 町で単独配置がスタートした。

（広域連携）天草市・苓北町の 1 市 1 町、南小国町・小国町の 2 町

（単独配置）美里町

見守りネットワーク構築の推進支援

平成29年度に益城町、山都町、水上村の3町村が新たに見守りネットワークを設置し、県内の見守りネットワーク設置市町村数は42市町村となった。

消費者教育・啓発及び情報提供の推進

県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会（県消費生活課、県私学振興課、県教育委員会関係課で構成）を9月と3月に開催し、「学校教育と連携した若者への消費者教育プロジェクト」について、協議を行い、推進体制を整備した。

消費者団体との協働、活動支援及び意見反映

県消費生活審議会で2回、同策定部会等で4回審議を行ったうえ、県消費者教育推進地域協議会及び県多重債務者対策協議会から意見を聴取し、それらの意見を反映して「第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を策定した。

県消費生活センターでの周知・啓発の取組

消費者被害の未然防止のため、消費生活上のトラブル対応等をテーマに熊日新聞へ記事の掲載（25回）を行うとともに、県ホームページにて消費者トラブル注意報（9回）を掲載した。

環境の保全に配慮した消費生活の推進

動く環境教室では、各団体の要請に応じて、環境センターの職員が環境学習（出前講座）を76回実施した。

エコロジスト・リーダー養成講座では、環境保全のリーダー的人材を育成するため、全4回の講座を実施した。

エコロジスト・リーダー派遣では、エコロジスト・リーダーで組織する団体「エコ村伝承館」に派遣業務を委託して、自然体験・伝統文化体験等の出前講座を行った。

商品等の安全の確保

県産農産物の安全のため、生産段階の県産主要農林水産物30種類について、約400種類の農薬等の検査を実施した。

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、監視指導計画に基づき施設の監視指導及び食品衛生指導員による巡回指導を行った。

その他、平成29年度の実施状況の詳細については、

資料3「平成29年度消費者基本計画個別事業管理表（第2次基本計画関係）」
及び資料4「平成29年度における消費生活相談の概要」のとおり。

(3) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成30年度実施計画及び実施状況について

重点プロジェクトの主な事業展開について

5月7日に開催した「市町村消費者行政担当者研修会・意見交換会」において、交付金制度の見直しや新たな交付金の活用等について説明を行った。

また、市町村と連携した取組が特に必要な次のプロジェクトについて、その概要及び今年度の事業計画（案）について説明、意見交換を行い、市町村から概ねの了解を得た。

市町村及び県の消費者行政機能強化プロジェクト
地域における高齢者等の見守り応援プロジェクト
学校教育と連携した若者への消費者教育プロジェクト

以下は、重点プロジェクトの新たな取組及び拡充等の施策・事業を中心に記載

1. 市町村及び県の消費者行政機能強化プロジェクト

(1) 市町村消費者行政新アクションプランの策定・実施支援

平成30年度の交付金制度見直し後において、市町村の消費生活相談体制をはじめとする消費者行政の取組が維持されるよう、県・市町村で「新アクションプラン」を策定し、その実施支援とフォローアップを行う。

1) 新アクションプランの概要

新アクションプランの策定・支援の目的

「旧地方消費者行政推進交付金」の各事業は活用期間が定められており、市町村では、9市の消費生活相談員人件費の一部について平成31年度から交付金の対象外となる。

今後、順次、各事業の活用期間の終了による自主財源化への対応が必要となり、平成39年度には全市町村の事業の活用期間が終了する。

このため、新アクションプランは市町村消費者行政予算の自主財源化への対応に主眼を置いて策定・支援を行う。

新アクションプランの内容

- ・市町村消費者行政予算額の推移（交付金・一般財源）
- ・市町村における「旧アクションプラン」の施策毎の今後の取組及び自主財源化の方向性

ア いつでもどこでも消費生活相談を受けられる体制の構築
（相談窓口の整備及び広域連携等の支援）

イ 高齢者等を消費者被害から守るための体制の構築

(見守りネットワーク体制の整備の支援)

ウ 消費者被害や多重債務者問題等の解決のための体制の構築

(市町村内の庁内連携体制の整備の支援)

エ 消費者教育・啓発

オ 熊本地震関連 消費生活相談機能の整備

新アクションプランの対象期間

平成29年度～平成40年度

2) 今後の取組

今後、改めて、新アクションプランの様式・内容及び活用等について市町村から意見を聞いたうえで、予算要求前及び翌年度当初に取りまとめを行い、その結果を市町村へフィードバックし、支援を行う予定。

(2) 地方消費者行政に係る財政措置の充実要望

1) 国の概算要求に向け、県・市町村が連携し、全国知事会・市長会・町村会へ提案を実施。

2) 県弁護士会及びNPO法人消費者支援ネットくまもとから「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書の提出を求める請願」が6月県議会へ提出され採択、県議会から内閣総理大臣、衆参両議院長等宛の意見書を提出。

(3) 人材育成及び活用

1) 「消費生活相談員資格取得支援勉強会」の開催

次世代消費生活相談員の確保・育成を図るため、NPO法人熊本消費者協会と県の共催で、直近の消費生活相談員試験受験予定者を対象として、合格に向けた勉強会を開催。

2) 消費生活相談サポーターの活用

これまで育成した消費生活相談サポーターの活動促進を図るため、今年度から各種研修や消費者トラブル注意報等の情報提供を開始。

今後、消費生活相談サポーターの交流会を開催予定。

(4) 消費者取引適正化のための連携強化

県内市町村及び適格消費者団体との連携をより強化することにより、相互の情報共有をより密にし、消費者取引の一層の適正化を図る。

2. 多重債務者等の生活再生支援プロジェクト

グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として、生活再生相談、家計診断、セーフティネット貸付及び個別要因に応じたトラブル解決支援を継続実施。

また、市町村の税務・福祉担当者や民間企業の公共料金徴収担当者等を対象とした多重債務問題や生活再生支援の実務研修、県の税務職員を対象とした多重債務者対策研修を行うとともに、新たに被災地（上益城郡）における「お金の悩み無料相談会」の開催を実施予定。

3. 地域における高齢者等の見守り応援プロジェクト

県が先行して消費者安全確保地域協議会（以下、「法定協議会」という。）を設置し、その活動のもと、市町村においても地域の関係者のネットワークを強化し、高齢、障がい、認知症等により判断力が不十分となった人などへの地域の見守り活動を充実することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止と早期救済を目指す。

（1）県消費者安全確保地域協議会（仮称）の概要（案）

1）設置目的

県レベルのネットワークを構築し、高齢者等の消費者被害に関する情報共有と、必要な取組について意見交換・協議を行い、市町村に対し情報提供を行う。

県が法定協議会を設置することにより、市町村における高齢者等の見守り促進のための環境を整備し、既存の「市町村見守りネットワーク」の法定協議会への移行を支援する。

2）協議会の概要

既存の「県消費者被害防止連絡協議会」及び「悪質事業者対策連絡会」を統合し、法定協議会へ移行する。

新たな構成員として、高齢者や障がい者の支援を行っている地域福祉関係団体及び消費生活関係団体等を追加し、地域福祉連携型の協議会とする。

構成員は実務者レベル（各団体の事務局長又は担当課長）とし、各団体の連携事例や今後の方策等の具体的な対策が協議できる協議会とする。

消費者安全法第11条の3第1項の規定による法定協議会とする。

3）今後の取組

今後、県関係課及び関係機関・団体に法定協議会の趣旨を説明し、参画の要請を行う。

県の法定協議会設立は、平成31年1月を目標に進める。

(2) 市町村の法定協議会移行の支援

1) 市町村への情報提供

市町村の法定協議会への理解を深めるため、5月末に、法定協議会設置のメリットや、他県の先行8事例について「個人情報の取扱い」と「福祉サイドの既存の協議会等との連携」等について取りまとめを行い、情報提供を実施した。

今後、県の法定協議会設置による情報提供を行い、市町村の既存の「見守りネットワーク」の法定協議会移行への働き掛けは、新たな交付金の活用を念頭に平成31年度以降に取り組む予定。

4. 学校教育と連携した若者への消費者教育プロジェクト

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立し、2022年4月に施行される中で、成年を境に消費者被害が急増する状況も踏まえ、学校教育と連携した若年層への消費者教育を進める。

(1) 学校における消費者教育の実施(高等学校以下)

学校教育との連携体制を整え、「高校生等のための消費生活講座」を重点的に実施する。

1) 実施状況

実施主体

熊本県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会(県消費生活課、県私学振興課、県教育委員会関係課で構成：事務局 県消費生活課)、県金融広報委員会

講座の目的

ア 若者を狙った悪質商法被害や契約・クレジット等の基礎知識を身に付けてもらい消費者トラブルを防止

イ 「成年(=法的主体)になることの意味」を理解してもらい、若者の社会的自立を支援

講座の概要

金融・消費生活問題の経験豊富な金融広報アドバイザーを高等学校等へ無料で派遣。

申込状況

25校から申込あり。

内訳：県立高校20校(うち、特別支援学校9校)、市立高校3校、私立専修学校1校、高等専門学校1校

消費生活講座の周知活動の実施

ア 4月に、県関係4課長連名で各学校校長等へ講座の活用を依頼

イ 私立中学高等学校協会定時総会で説明（5月22日）

ウ 県高等学校教育研究会家庭部会総会で説明（6月13日）

エ 熊本消費者協会と家庭科教職員との意見交換（8月25日）

- ・県消費生活センターから「消費生活相談（若者の相談）の概要」について説明を行った。

2) 今後の取組

- ・引き続き、本講座の周知と教材等の情報提供を行う。
- ・熊本県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会で、本講座実施校の意見を踏まえフォローアップを行う。

(2) 専修学校・各種学校、大学等との連携

学生への情報提供

今後、若者向け啓発ポスターの掲示などの働きかけを行う予定。

「適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもと」による出前講座の実施

県内の大学等の学生等を対象として、消費者契約法、適格消費者団体、差止請求権や被害回復制度についての消費者教育出前講座を年1回以上実施する。

5. 熊本地震被災者の消費生活支援プロジェクト

県消費生活センター及び市町村における消費生活相談、県弁護士会・県司法書士会と連携した県消費生活センターにおける震災関連無料法律相談及び「グリーンコープ生活協同組合くまもと」への委託事業による生活再生相談や特別利息によるセーフティネット貸付などで、熊本地震被災者の消費生活支援を行う。

その他、資料5「平成30年度消費者基本計画個別事業管理表（第3次基本計画関係）」のとおり。